

武蔵野市情報公開委員会（第3回）会議要録

- 日 時 平成16年4月20日（火）午後6時30分～8時10分
- 場 所 武蔵野市消費生活センター講座室（市商工会館3階）
- 出席者 委 員 6名（垣原委員 欠席）
事務局 2名
- 傍聴者 なし

1. 議 題

- (1) 情報公開条例の運用上の問題点について
指定管理者制度の取り扱いについて

事務局： 趣旨説明

地方自治法が改正され、公の施設の管理で認められていた委託が無くなり、新たに自治体が指定する団体（民間でも可能）に行わせることができるようになった。指定管理者は市そのものではないため、従来開示対象であった文書が開示できなくなることが考えられるため、対策が必要となる。

委員長： 情報公開の扱いはどうなるのかという話ですね。

事務局： 自治省の説明では、個人情報の保護については、協定の中に盛り込みなさいと明示してありますが、情報公開については何も触れていない。考え方としては、指定管理者は、市ではありませんので、情報公開についても対策が必要です。

事務局としては、内容をどうするかを検討している最中ですが、6月議会に改正案を示さなければいけない形になっています。

委 員： まず1つの便法としては、土地開発公社の論理を少し工夫するのが具体的なアプローチとして一番近道でしょうね。

事務局： 事務局として検討している中には、今言った土地公社方式がいいという考え方もあります。そのほか、その指定管理者を全般的に規定する条例をつくって、その中に情報公開について述べるというものもあります。土地公社のように自ら規定をつくって同じようにしなさいということが大事なのかなというふうには思っています。

委員長： 一番簡単なのは、その29条に附則つけるとか、第2項とかつけるのが一番簡単だよ。ただ、指定管理者について別のいろいろな問題があるでしょうから、それは決めなければいけない。

事務局： 団体によっては、先ほどの実施機関に指定管理者を入れてしまったところもあります。

委 員： 要は、民間に頼んでいるときに実施機関に入れるのはいかがなものかと思いませんけれども。

委員長： ただ、これは土地開発公社というのは、法津ができて必然的につくったわけでしょう。ところが、今度の場合は、それは地方自治法の改正をされたけれども、頼むわけでしょう。お願いしますよと。

委員長： それで、その問題について、この委員会としては、委員からどういうふうに。

事務局： 6月議会で何らかの形を示さなければいけないもので、考え方の基礎の部分でどうすればいいか、お聞きしたいと思います。

委員長： いいですか。じゃあ、ついでにそれでは聞きましょう。

委員： その民間の立場からすると、指定管理者というのは、単に委託の場合もそうですし、今、大きいのはPFIみたいなものですね。民間にいろいろな事業をやらせて、情報公開がもう完全にはだかにされるということで、民間企業の意欲とか、そういうものを削ぐことになりはしないかという危惧は一方であります。

ほんとうに必要な部分の情報公開は必要だと思うんですよ。ところが、往々にして情報公開を求める理由の中には、ほんとうに真に必要なものと、ある特定の目的のためにするようなものとあって、根掘り葉掘りはだかにされてしまうということが果たしていいのかという根本的な疑問はあります。

ただ、一方でそのやっぱり指定管理者というのは、公の施設を管理するわけですから、完全に民間が勝手にやっている事業とは違うので、当然市民としてはどういう運営がされて、どういう管理がされているのか知る権利がある。それは守らないといけないんですけども、それは何でもかんでも実施機関並みでいいのかどうかということについて、ちょっと疑問があります。

委員長： それは確かにそうだね。

委員： 結論的になれば、契約条項の中に今までに準じた情報公開をするかという一文をつけ加えてやるかですね。だから、いろいろなすべての情報が開示するかどうかという、どこまでをどう縛るかということの問題がと思うんです。

委員： そうですね。やらないというわけにいかないとすれば、市の公社のように、それなりのことはせざるを得ないのかなとは思いますがね。

委員長： ただ、結局、土地開発公社の場合は、まさにある意味では市のダミーですよ。

ところが、今回の場合はちょっと違いますよね。全然。全然違うわけで、PFIプライベート・ファイナンス・イニシアチブだから、全く違う。民間活力を利用すると。だから、全然性格が違うということ、それがPFI的な考え方の阻害要因になるという可能性がないわけではないからというご指摘ですけど。

委員： その辺のところは私も危惧しますがね、何をもちょうと拘束することになってしまうのかというのが。

委員： 項目ごとに選択というのは非常に難しいなというのは感じます。

いわゆる権利を主張するために、そういう情報をいろいろ言ってくると思うんです。その情報に対する契約については別のものを入れたほうがいいんじゃないかなと。

委員長： 情報公開の問題については、少なくとも土地開発公社に関する規定を少しもうちょっとぼかすと考慮すべきであるとか。

委員： 土地開発公社と出資団体は少し扱いが違いますよね。だから、出資団体の扱い

ぐらいがいいと思います。そうすると、公開すべき項目が大体決まっているじゃないですか。この程度であれば、これは民間でも享受してもらわないとしようがないんじゃないですか。

委員長： それについては、今その出資団体に準じて考えてみてはいかがでしょうか。

事務局： 第2項に準じてですね。はい、ありがとうございます。

委員長： それでは、もし何だったら、この問題についての市の素案みたいなものがあつたらみんなに送って、それで場合によってはみんなの意見を聞いたらいいですよ。そのために委員会を開けと言えれば開きますけれども、いいでしょう。

事務局： はい。日程的にかなり短くありますので、具体的には5月の中ぐらいには案をつくらなければいけないということになっていますので、実質あと1カ月ぐらいしかないものですので、固まり次第、ちょっとご意見を伺うような形でやりたいと思います。

その他の問題点について

事務局： 趣旨説明

録音テープ・ビデオテープの写しの交付について

東京都は、都の情報公開・個人情報保護審議会の提言によって条例改正を行っています。

独立行政法人、地方独立行政法人の取り扱いについて

国の機関から分かれ独立行政法人が作られたことにより、職員も国家公務員から分かれたことにより条例改正の必要性がでてきています。

印影の取り扱いについて

犯罪の予防という観点から、印影を隠したほうがいいかどうかというのをご検討いただきたい。

委員： しかし、印影をそうするのであれば、サインはどうなんですか。犯罪の予防ということに主眼を置くのであれば、印鑑を悪用されることもあるけれども、サインを悪用されることもありますからね。

委員長： もちろんそれはあるでしょう。

事務局： サインで済むのは、外国人の場合だけ例外的な規定がありますけれども、ほとんどの場合は、もうとにかく判こが押していないと認められないというのが現実です。

委員： 犯罪防止だったら、筆跡をまねられてということもあるので、印影、判こをまねられるという可能性と筆跡も同じようにありますので、頻度はちょっと違いますがもしれないけれども、犯罪防止という観点であるならばサインについても考えておく必要があるかなという気がします。

委員： だから、実質的に印影と同じ効力を発するサインの場合については印影とみなすと。

委員長： じゃあ、印影プラスサインという線で検討してみてください。

2. 報告事項

平成15年度の開示等状況について

事務局： 開示状況について説明。

報告の内容から住民票請求書の開示について

委員： 住民票を第三者が請求した場合もこれで開示されるわけですか。

事務局： 使者が来て委任状を持っている場合の申請書は全部開示します。

第三者が自分の住民票をとったときの申請書を開示するかどうか問題になっていて、渋谷区では、審査会の答申で、本人に開示する決定をしたと新聞に載りました。

委員： それもちょっと問題だと思いますけれどもね。

住民票の第三者請求を認めておきながら、それを請求したことを開示されるんだったら、請求者の個人情報保護されないという問題にはなります。

委員長： 武蔵野市では、そういう問題は起こっていないわけですね。

事務局： まだ事例としてはないです。

ただ、他人が委任状を偽造し、使者に成りすまして住民票を請求し、それを利用して銀行に口座がつくられたということが起こっています。

情報公開条例における土地開発公社の位置付け

委員長： 情報公開条例上では、土地開発公社はどうすることになっていましたか。

事務局： 情報公開条例に準じて規程を作ることになっており、条例施行の3ヵ月後の13年10月に規程がつくられています。

土地買収価格については、強制買収をかけたものについては伏せていますが、任意で購入したものについては開示することにしています。

委員長： 強制のものを開示しない論拠は何かあるんですか。

事務局： 道路をつくるとかという場合ですと、1軒だけではありませんので、逆にそれを1つ開示することによって、次の買収がやりにくくなるというのが具体的には考えられます。

委員長： それに対して異議申立が行われた場合、どうなるんですか。

事務局： 異議申立が行われたときには、市の審査会の意見を聞いて判断をするという形になっています。諮問をするということではなく、考えを聞くという形にしています。

委員長： 異議申立ということが行われると、事柄の法律的性格が強くなってきます。そうすると、理論的にはね大問題なんだけれども。

事務局： あとは、土地公社が実施機関たるものか、その出した決定についての処分性の有無ですよね。

委員長： それは理論的にはならないでしょう。

事務局： 国の処分性があるといった発言から、実施機関に入れている自治体が幾つかあります。最近ですけれども、小金井市が条例を改正しまして、土地公社を実施機関に入れています。

委員： 手引では、土地開発公社については、公有地の拡大の推進に関する法律を根拠として、その設立が地方公共団体のみに認められていること、趣旨は地方公共団体のみに認められていること、役員及び管理は設立した地方公共団体の長の任命によることなどから、地方公共団体から公権力の行使の権限を与えられている機関として考えられます。平成12年当時の総理府による特殊法人情報公開検討委員会での自治省及び建設省の説明でも、地方公社を実施機関に含めることについては、法律的な問題はないと考えているとの考えが示されていることから、今回の全部改正で新たに実施機関として加えました。となっています。

委員長： そうそう。説明のプロセスで言っちゃったんですよ、役人が。ものはずみで言っちゃったのがすべてでしょう。

それでは、そういうことで、去年から9月、つまり、昨年度の実績についての報告は一応終わります。

それでは、どうも本日はご苦労さまでした。

次回は、7月6日（火）に開催することになった。

事務局の都合により、次回会議は7月20日（火）に開催することになった。

【配布資料】

情報公開条例の懸案事項

地方自治法新旧対照表（第10章）

ビデオテープ及び録音テープの写しの交付に関する報告書

（東京都情報公開・個人情報保護審議会提言）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第5条）

情報公開制度実務便覧（11犯罪の予防・捜査等に関する情報）

平成15年度行政文書開示請求及び不服申立ての状況

季刊 むさしの 2004年冬号

【送付資料】

第2回情報公開委員会会議要録